

数値入力および必要書類について

	質問	必要な資料等	健保コメント欄
①	<p>健診対象者 (家族を除く) 受診率 (基準：5点100%、3点100%未満～80%以上、0点80%未満)</p>	<p>原則必要なし</p>	<p>当組合の補助を利用せずに健診を受診された方がいる場合で、点数が変わる際は、「金の認定」解説と添付資料例に記載の添付資料をご提出ください。</p>
②	<p>健診の有所見率の改善 (家族を除く) (基準：5点/前年または過去3年間の平均より改善、3点/前年または過去3年間の平均と同じ(少数第1位まで) 0点/前年または過去3年間の平均より悪化)</p>	<p><b>有所見率が前年または過去3年間の平均より改善している場合や、前年または過去3年間の平均と同じ場合</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>前回採点結果より点数が上がっている場合は、</u> 過去2年間または過去4年間の有所見者率が分かる資料 (定期健康診断結果報告書等)</li> <li>・ <u>前回採点結果と同点数または下がっている場合は、</u> 数値の記載のみで添付資料不要</li> </ul> <p>※採点結果が5点以外の場合、当年に新たに採用された従業員を除いた有所見率の改善状況で採点することが可能</p>	<p>実施結果レポート質問②に直近2年分(過去3年間と比較する場合は直近4年分)の有所見者数及び健診受診者数、有所見率を記載してください。 悪化していても、当年の有所見率が60%未満である場合 0点→3点</p>
③	<p>特定保健指導の実施率 (家族を含む) (基準：5点50%以上、3点50%未満～30%以上、0点30%未満) 対象者がいない場合は、5点</p>	<p><b>実施率が30%未満で下記①または②が実施できている場合</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①特定保健指導の勧奨の実績がある</li> <li>②就業時間中に特定保健指導が受けられるような配慮がある</li> </ul> <p>⇒特定保健指導に関する勧奨実績がわかる書類または就業時間中に特定保健指導が受けられるような配慮について確認できる資料 (ある場合のみ)</p>	<p>実施率が30%未満でも、添付資料にて左記のいずれかの実績が確認できれば 0点→3点</p>
④	<p>家族(40歳以上の被扶養者)の 特定健診受診率 ※該当者がいない事業所は 当該項目は取組対象外 (基準：10点50%以上、5点受診率50%未満～30%以上、0点30%未満)</p>	<p><b>実施率が30%未満の場合</b> 家族に対して会社から受診勧奨(被保険者を通じたものでも可)の実績が確認できる資料(ある場合のみ)</p>	<p>実施率が30%未満でも、添付資料にて受診勧奨を確認できれば 0点→5点</p>
⑬	<p>年次有給休暇の取得促進 (基準：10点70%以上、5点70%未満～50%以上、0点50%未満)</p>	<p><b>有給取得率が50%以上の場合</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>前回採点結果より点数が上がっている場合は、</u> 有給取得率の根拠となる資料(勤怠システムから抽出した取得率や取得率について報告した会議資料等、客観的に評価できるもの)</li> <li>・ <u>前回採点結果と同点数または下がっている場合は、</u> 数値の記載のみで添付資料不要</li> </ul> <p><b>有給取得率が50%未満の場合</b> 有給休暇の計画的付与制度導入など具体的な促進が確認できる資料 (ある場合のみ)</p>	<p>実施結果レポート質問⑬に有給休暇総日数、有給休暇付与総日数、有給休暇取得率を記載してください。 取得率が50%未満でも、添付資料にて取得促進の具体的な取組みが確認できれば 0点→5点</p>
	<p>①～④、⑬以外</p>	<p>前回採点結果より点数が上がっている場合は、添付資料が必要です。添付資料につきましては、組合ホームページ (<a href="https://www.its-kenpo.or.jp/kanri/datahealth/gold.html">https://www.its-kenpo.or.jp/kanri/datahealth/gold.html</a>) に掲載の「金の認定」解説と添付資料例をご参照ください。</p>	